

木更津市長 渡辺芳邦様
健康子ども部部長 鶴岡賢一様

2021年5月14日

きさらづ市民ネットワーク

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン) 予防接種の対応に関する

緊急要望

「子宮頸がんは、検診とワクチンで予防が期待できます。小学6年生から高校1年生の女子を対象に、HPVワクチンが定期接種となっています。しかし現在、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えています。ワクチン接種を受けたとしても、定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。」

このことは、木更津市のホームページ、ワクチン接種の説明ではなく、検診の説明に掲載されています。

令和2年10月9日の厚生労働省の勧告にもあるように、定期接種の対象者又はその保護者に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨としないよう留意することとしています。

そして、厚生労働省の事務連絡(2021.1.26)により、木更津市は、4月初めに対象者に個別お知らせをしました。6月には高校生対象に行うときいています。

今、新型コロナウイルスによる感染症のまん延を抑えるために、全国一斉に新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種を行っているこの時期にあえて、ワクチンのみで予防することは困難である子宮頸がん予防ワクチン接種の対応に関して、緊急要望をいたします。

要望1~3についての木更津市の回答は、5月27日にいただきました。

3つの要望に対する回答は、次のとおりです。

要望 1 接種を希望される方への対応は、検診も呼びかけチャンスにすること

接種を希望される方は、保護者が母子手帳を持参し、健康推進課窓口へ行きます。窓口では、ワクチンの効果、接種後の副反応や接種後の注意などの説明に加え、保護者が女性の場合、子宮頸がん検診を定期的に受けているか投げかけ、検診の有効性も説明すること。

回答 1 ワクチンの接種を希望する保護者やご本人には、ワクチンはすべてのヒトパピローマウイルス感染症に効くわけではないため、ワクチン接種をしたとしても 20 歳以降に子宮頸がんの検診を受けることが重要であることを伝えています。保護者にも検診に結び付くようなご案内を続けてまいります。

要望 2 厚生労働省作成のリーフレット活用する際に留意すること

子宮頸がんは早期治療で 90%以上治ることは、リーフレットには掲載されていません。子どもには、ショッキングな方法「クラス」に置き換えて、がんになる確率を示しています。他のがんについての比較はせず、子宮頸がんだけを取り出し、副作用リスクは軽めに、死亡リスクを強めに伝えていてバランスが悪い内容です。説明する際には、次の点に留意すること。

出典元のデータ分析などを行うことでみえたリーフレットの課題（別紙 参考資料あり）

- 「日本では毎年、約 1.1 万人の女性が子宮頸がんになり、毎年、約 2,800 人の女性が亡くなっています」の記載について
 - ✓ 実際に子宮頸がんで亡くなるのは、50 歳以上が 8 割を占めます
- 「患者さんは 20 歳代から増え始めて、30 歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう（妊娠できなくなってしまう）人も、毎年、約 1,200 人います」の記載について
 - ✓ 詳細版のリーフレットのグラフは、10 歳ごとになっていますが、元データは、10 歳ごとではなく 5 歳ごとに集計され、ゆるやかな増加傾向を示しています。
- 「子宮頸がんで亡くなる人 1 万人あたり 30 人 10 クラスに 1 人くらい」の記載について
 - ✓ 子宮頸部による生涯がん死亡リスクは 0.30%（1 万人あたり 30 人）です。でも他のがんと比べると、突出して多いわけではありません。

回答 2 接種を希望される場合は、子宮頸がんに係る仕組み、子宮頸がん予防ワクチンの世界での状況、接種スケジュール。子宮頸がん予防ワクチン接種後症状の報告内容、ワクチン接種の注意点の内容説明を行っております。

ワクチンの有効性と副反応のリスクのどちらかに偏った説明をすることはありません。ご本人やご家族が受ける受けないの判断をし、選択できるように説明しております。また、子宮頸がんは早期発見すれば、生存状況が高いがんであるため、ワクチン接種の有無にかかわらず、20 歳を過ぎたら定期的ながん検診を行うよう案内をしております。

要望3 接種後の副反応の対応についても接種前に丁寧な説明を行うこと

厚生労働省が「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)」の一部を改正しても、副反応の被害者は現在も苦しんでいる方たちがいます。

接種後に重い副反応の症状の報告例の記載は、リーフレット概要版では人数割合を強調し、矮小化しています。窓口では、接種前に健康被害や健康被害救済制度の説明も丁寧に行うこと。

また、接種後、健康に異常があるときは協力医療機関に相談することになりますが、具体的に医療機関を知らせておくこと。

回答3 定期予防接種において重い副反応があった場合は、医療機関から厚生労働省に報告をすることが義務付けられております。また、国から県、県から市に情報提供されることが決まっております。協力医療機関に対しましても、実施前に毎年、健康被害制度の説明を行っているところではありますが、今後も連携を図ってまいります。

万が一、副反応の賞状があった場合は、被害救済制度があることを知らなかったということがないように、説明を強化してまいります。

以上